



IFRS 第 3 号および IAS 第 27 号の改訂

国際会計基準審議会 (IASB) は、2 つの新基準、改訂 IFRS 第 3 号「企業結合」および改訂 IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」を公表しました。これらの基準は、損益計算書を通じて公正価値の利用を増加させることを要求しており、また報告企業に関して「経済的単一体」説の採用を要求しています。PwC の Michael Gaull が、財務諸表作成者および実務担当者が直面する主な問題を検討し、新基準と旧基準の主な違いを示します。

損益計算書に関する説明

財務諸表利用者に対して、これまでとは異なるより変動しやすい損益計算書に関する説明を行うことは重要な課題のひとつです。取得時および取得後の損益計算書に影響を与える本基準の規定は、以下のとおりです。

- **取引費用は費用化する：** 取得費用を資産化してのれんに含めることはしない。取得費用は、費用が発生し、関連するサービスを受領した時点で費用化する。
- **既存持分は収益を通じて公正価値で評価される：** 取得企業が既に被取得企業に対する持分 (金融資産あるいは関連会社投資) を有する場合、当該持分を被取得企業の支配権獲得時に公正価値で測定する。利得または損失はすべて損益に認識 (あるいはリサイクル) する。
- **ベンダーに付与される株式オプションは費用化できる：** 当基準は、企業結合の一環として付与される株式オプションを、当該取引に係る支払いとするか (この場合、取得価格に含める)、それとも従業員の福利厚生に係る費用とするか (この場合、企業結合後の費用に含める) に関する指針を提供している。
- **将来の業績を条件とした支払いに関する見積りの変更は、収益または費用とする：** 偶発対価は取得日に公正価値で測定する。偶発負債の多くは、取得日後に損益計算書を通じて公正価値で測定される。これらをのれんで修正することはない。
- **全部ののれん方式の採用により減損損失が増加する可能性がある：** 100% 取得でないケースで、取得企業が非支配 (少数株主) 持分を公正価値で測定することを選択した場合には、のれんを 100% 認識する。のれんに減損が生じている場合、非支配持分を純資産の持分割合により測定した場合よりも大きな損失が損益計算書に計上される。
- **補償資産は対応する負債と一致させる：** ボラティリティを減少させる要件は、売り手から提供された補償資産に関連するものである。改訂 IFRS 第 3 号は、補償資産をのれんと区別して認識し、その後の補償資産の測定は補償負債の認識と一致させなければならないことを明確にしている。
- **非支配持分の売却は利益に反映させない：** 旧基準の下では、子会社の一部を売却した企業の多くは、利得あるいは損失を損益計算書に認識していた。新基準では、非支配持分を当該連結グループへの出資持分として扱う。子会社株式の非支配持分への売却は、自己株式の発行と同様に会計処理し、それによる「利得」あるいは「損失」をすべて資本に認識する。

潜在的な取得企業は、取引構造を注意深く観察し、利益への潜在的な影響を把握しなければなりません。

公正価値の利用の増加への対応

IFRS 第 3 号は、公正価値を多く利用していました。取得される資産または引き受けられる負債の大半は公正価値で測定され、また無形資産は公正価値で認識されていました。改訂 IFRS 第 3 号は、これをさらに拡大しています。

- 対価としての要素をすべて公正価値で測定する：旧基準の下では、偶発対価は支払いの可能性が高い場合に限り認識していた。改訂IFRS第3号の下では、偶発対価は常に認識し、公正価値で測定する。
- 非支配持分を公正価値で測定することができる：改訂IFRS第3号は、取得企業に対し、非支配持分を取引ごとに公正価値で測定する選択肢を与えている。
- 過去の取得持分を公正価値で測定する：前述のとおり、取得企業が支配権獲得前に被取得企業に対して金融資産あるいは関連会社投資を有していた場合、取得日において当該持分を公正価値で測定する。
- 売却時に保有持分を公正価値で測定する：企業が子会社を売却するものの、関連会社投資あるいは金融資産の持分を保有している場合、子会社の売却時に当該持分を公正価値で測定する。

多くの場合、取得企業は、社内に十分な評価技術を有さないため、専門家の採用を検討する必要があります。取得後においては、利益に対する調整がより多く行われるため(のれんに対する調整は行われず)、企業結合時に正しく会計処理および評価を行うことがさらに重要となります。このため、取得企業は、早い時期に完全な評価情報を入手したいと考えるでしょう。

偶発対価は、多くの場合、決済されるまで公正価値で測定する必要があるため、モニタリングを行う必要があります。

取得後の会計処理のボラティリティに関する説明

新基準では、取得原価と公正価値間の状況により、結果として当初認識後(day 2)の会計処理にボラティリティが生じる可能性があります。企業の資産および負債の多くは、通常は継続的に公正価値で再測定されることはありませんが、改訂IFRS第3号では部分的にこれを行うとしています。仮に被取得企業の業績が良好な場合、偶発対価の簿価の変動を取得子会社の損益で相殺することはできません。仕掛中の研究開発(IPR&D)プロジェクトが、重要な承認段階に到達している場合、以前の持分所有者に対して相当な支払いを行う必要があるかもしれません。仮にIPR&Dプロジェクトが成功した場合には、たとえば20年間にわたり相当な利益が生み出される可能性があります。偶発対価契約に基づく支払対価の増加は、当該プロジェクトから何らかの収益がもたらされるまでは、損益計算書で費用として認識される可能性があります。

経済的単一体説の採用

IFRS適用企業の多くは、これまで報告企業の投資家を親会社の株主とみなしてきました。IFRS第3号およびIAS第27号の改訂により、我々はさらに経済的単一体説の考え方に移行することになります。非支配持分は、報告企業への出資持分とされます。この結果、以下のような処理が行われます。

- 非支配持分は、当初認識時に公正価値で測定することができる。これにより少数株主ののれんが連結貸借対照表で認識されることになる。
- 非支配持分からの、あるいは非支配持分への株式持分の取得および売却は、すべて自己株式取引として処理する。受取対価あるいは支払対価の金額と非支配持分の金額の差額はすべて資本に計上する。企業は子会社の一部売却に係る利益を計上できなくなる。
- 企業がのれんの持分を除いて非支配持分を測定し、その後当該持分を取得する場合、企業の資本が大幅に減少する可能性がある。これは、支払対価の金額と非支配持分の簿価の差額がすべて資本に計上されるからである。

利害関係者とのコミュニケーション

新基準に従って企業結合を処理した結果、財務諸表の数値が、従来のIFRS第3号およびIAS第27号に基づいた場合と比べて大幅に異なる可能性があります。これは取得年度、またさらには企業結合後の数年にわたって続く可能性があります。企業は、企業結合の構造が財務諸表にどのように影響するかを理解し、利害関係者にこれを伝達できるようにしなければなりません。買収の経済的実態は変化していませんが、その結果としての会計数値は大きく変わる可能性があります。

改訂 IFRS 第 3 号および改訂 IAS 第 27 号と旧基準の主な違い

- 契約のみによって達成される企業結合および生命保険会社などの相互会社のみが関係する企業結合も、改訂 IFRS 第 3 号に従って会計処理される。
- 企業結合に関連して発生した取引費用は発生時に費用化し、被取得企業の原価には含まない。
- 取得企業は取得日に偶発対価を公正価値で認識する。その後における偶発対価の公正価値の変動は、多くの場合、損益計算書に反映される。
- 取得企業は、100%取得(全部のれん方式)かどうかにかかわらず、被取得企業に内在するのれん全体を認識するか、またはのれん全体のうち取得持分に対応する部分(従来の IFRS 第 3 号における処理)を認識する。
- 過去に(例えば、金融資産あるいは関連会社投資として)取得した非支配持分は、支配権獲得日に公正価値で再測定し、損益計算書で損益を認識する。
- 被取得企業に対して支払った対価あるいは取得される資産または引き受けられる負債一部が、企業結合を構成するか、それとも該当する IFRS に基づき個別に会計処理すべきその他の取引を構成するかを判断するための規定が新たに設けられた。
- 企業結合で取得される資産または引き受けられる負債および持分金融商品を、取得日における条件に基づき分類および指定するための指針が新たに設けられた(リースおよび保険契約を除く)。
- 無形資産は、その識別が可能な場合には、のれんと区別して認識する(すなわち、無形資産が分離可能な場合、あるいは契約または法律上の権利により発生する場合)。信頼性のある測定が可能であることの要件を満たすことは要求されなくなった。
- 企業結合に係る当初の会計処理後の被取得企業の繰延税金資産の認識については、測定期間内(取得日から 1 年を超えない範囲)に修正が行われ、かつ当該修正が取得日に既に存在していた事実および状況に関する新たな情報に基づき行われる場合にのみ、のれんの修正が行われる。それ以外の場合には、のれんの修正を行わずに、損益計算書に反映させる。
- 開示要件が追加された。

お問合せ: あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014
東京都港区芝浦4丁目2-8
住友不動産三田ツインビル東館13階
電話:03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.